

平成17年第3回潟上市議会定例会会議録（第1日）

○開 会 平成17年12月 6日 午前10:00

○散 会 午前11:55

○出席議員（51名）

1番 二 田 功	2番 菅 原 伊佐美	3番 千 田 正 英
4番 鑑 則 夫	5番 佐 藤 富 夫	6番 菅 原 勉
7番 吉 田 義 雄	8番 門 間 兵一郎	9番 児 玉 春 雄
10番 佐々木 松 雄	11番 千 種 清 一	12番 佐 藤 昇
13番 大 谷 貞 廣	15番 富 樫 鉄 蔵	16番 佐 藤 義 久
17番 淡 路 五十一	18番 藤 原 幸 作	19番 鎌 田 久
20番 伊 藤 金 英	21番 村 井 政 克	22番 佐 藤 正 信
23番 後 藤 一 志	24番 伊 藤 博	25番 佐 藤 忠 悦
26番 澤 井 昭二郎	27番 菅 原 久 和	28番 佐 藤 恵佐雄
29番 菅 原 養太郎	30番 西 村 武	31番 奈 良 与三郎
32番 成 田 進	33番 菅 原 市 郎	34番 土 肥 茂 宏
35番 鑑 仁 志	36番 武 藤 守	37番 小 林 友 明
38番 藤 原 幸 雄	39番 佐 藤 傳一郎	40番 嶋 田 満 雄
41番 菅 原 俊 雄	42番 大 澤 一 義	43番 鈴 木 組 子
44番 堀 井 克 見	45番 佐 藤 幸 孝	46番 藤 原 典 男
47番 伊 藤 栄 悦	48番 徳 原 恭 一	49番 菅 原 権 悦
50番 阿 部 幸 基	51番 門 間 英 也	52番 赤 平 末次郎

○欠席議員（なし）

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鑑利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山平東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信
天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第3回潟上市議会定例会日程表（1日目）

平成17年12月6日 午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 議案第53号 潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する  
条例（案）について
- 日程第 6 議案第54号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係  
条例の整備等に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第55号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更につい  
て
- 日程第 8 議案第56号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の  
減少について
- 日程第 9 議案第57号 平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について
- 日程第10 議案第58号 平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（案）について
- 日程第11 議案第59号 平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）  
について
- 日程第12 議案第60号 平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）  
について
- 日程第13 議案第61号 平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（案）について
- 日程第14 議案第62号 平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）に  
ついて

- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 1 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算  
(案) について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 平成 1 7 年度潟上市水道事業会計補正予算 (案) について
- 日程第 1 7 陳情第 1 1 号 学校薬剤師の報酬改善について
- 日程第 1 8 陳情第 1 2 号 介護保険の改善を求める陳情書
- 日程第 1 9 陳情第 1 3 号 患者・国民負担増計画の中止と「保健で安心してかかる  
医療」を求める陳情書
- 日程第 2 0 陳情第 1 4 号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書
- 日程第 2 1 陳情第 1 5 号 庶民大増税の中止を求める陳情書
- 日程第 2 2 陳情第 1 6 号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の  
人手不足の緊急改善を求める陳情
- 日程第 2 3 陳情第 1 7 号 法務局の増員に関する陳情
- 日程第 2 4 陳情第 1 8 号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める  
陳情書
- 日程第 2 5 陳情第 1 9 号 陳情書 子宮頸がん検診の逐年施行のお願い

午前10時00分 開会

○議長（赤平末次郎） ただいまの出席議員は50名でございます。

37番小林友明議員からは少々遅刻するとの通告がございます。もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第3回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（赤平末次郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番佐藤昇議員及び13番大谷貞廣議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（赤平末次郎） 日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る12月2日、議会運営委員会において審査の結果、本日6日より14日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より14日までの9日間と決定致しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（赤平末次郎） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配布してあるとおりでございます。朗読、説明は省略致します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。23番後藤議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（後藤一志） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、12月2日金曜日、午後2時30分より昭和庁舎第2会議室において、委員と議長、副議長、当局からは議案説明のため総務部長、企画部長から出席していただきました。

はじめに、議案審議の付託委員会についてですが、議案第53号・第54号の指定管理者に係る条例案については、総務常任委員会へ付託することにしました。

議案第55号・56号の市町村合併に伴う構成市町村の加入脱退については、本会議で決定することにしました。

議案第57号から64号の補正予算関係については、所管の常任委員会に付託することと致しました。

陳情についても所管の常任委員会へ付託することと致しました。

陳情につきましては、審査の参考とするため、三位一体改革に関する報道資料を事務局より配布しておりますので、あらかじめ目を通していただきたい。議員各位におかれましても、最新の動向について注視して審査いただきますようお願いを致します。

なお、最終日に「議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について」と、「真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出について」を議会運営委員会を発議者として議員発議とすることとしております。

次に一般質問ですが、通告者が9名おります。1日目には5名、2日目には4名と致しました。質問については、9月定例会と同様に1回目は質問席において、再質問は自分の席で質疑応答を含めて60分をお願いを致します。

次に、秋田県市議会議員研修会につきましては、お手元に配布しておりますように通知しておりますので、出欠につきましては議会事務局に連絡くださるようお願いを致したいと思っております。

以上を申し上げて、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（赤平末次郎） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告をすべて終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（赤平末次郎） 日程第4、市長より行政報告がございますので、これを許可します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。そしてまた、傍聴者の皆さんも大変ご苦労さまでした。

本日ここに、平成17年第3回定例会を開会致しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、9月定例会以降の市政に係わる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、9月定例会でも申し上げました合併記念式典についてであります、合併

一周年を迎える来年3月21日に潟上市合併記念式典を挙行し、今後の潟上市の発展を誓い合いたいと思います。式典の内容については、合併功労者の表彰、市民憲章、市民歌、市の花・木・鳥の発表などを行いたいと計画しております。これに伴う所要経費については、本定例会に係る予算を計上致しておりますので、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

また、合併後、初めてのふるさと会が10月22日には「ふるさと飯田川会」、10月29日は「ふるさと昭和会」がいずれも盛大に開催されました。私にとりましても初めての出席でありましたが、改めて首都圏にお住まいの方々のふるさとに対する熱い思いと、新市「潟上市」の発展を期待する眼差しをひしひしと感じてまいったところであります。

次に、潟上市総合発展計画について申し上げます。

私は、常々3町合併は、行政間の広がりにとどまらず、市民一人ひとりが生きがいをもって心豊かに暮らせる「心の合併」こそが大事であると申し上げてまいりました。

潟上市民が対話と協調の気持ちをもって、共に汗を流し、地域づくり活動や地域間交流を進めていく中で、より魅力的な夢と希望の持てる「まち」を作っていくことが、一番の主眼であると考えております。

このような観点から、議会をはじめ、各種団体長、識見を有する方など40名で構成する潟上市総合発展計画検討委員会を10月31日に立ち上げました。本計画は市民皆様の意見や提言等を計画に反映していく、いわば「市民による手づくり」の計画策定を目指していくものであります。本計画については、合併協議会において策定致しました新市建設計画を基本にしながら、基本構想10年、基本計画には前期5年、後期5年、実施計画については3年とし、毎年ローリングをしながら、その実現に向けての取り組みを明らかにするものであります。

11月29日開催の第2回検討委員会では、基本計画素案を提示し、鋭意協議検討を重ねているところであります。本計画の策定にあたっては、今後さらに検討委員会を開催し、また議会ならびに市民の皆様からの意見も拝聴しながら、来年6月定例議会に上程する予定としております。

昭和地区地域審議会及び飯田川地区地域審議会を10月12日に開催致しました。昭和地区は公募委員を含め15名、また飯田川地区は14名で構成され、役員を選任と新市建設計画、平成17年度予算の概要を説明致しました。今後の予定としましては、潟上市総合発展計画基本構想を諮問し、答申していただくこととしております。

次に、自治会長会議について申し上げます。

今年度2回目となる自治会長会議については、各地域における要望や課題、懸案事項等について取りまとめましたところ、115の自治会のうち69の自治会から216項目にわたる意見、要望等が寄せられました。現在、現場等の確認を行っており、すぐ対応できるもの、今後検討が必要なものなどを精査検討し、平成18年度予算と関連づけながら、調整していくこととしております。

男女共同参画の推進につきましては、3月定例議会に条例制定案を上程し、推進計画を策定するため、現在部課長で組織する男女共同参画推進計画検討委員会などで、施策事業等の精査をしております。さきの11月30日には、各種団体長、公募致しました一般市民などからなる潟上市男女共同参画推進会議を設置し、委員各位からの広範な意見や提言等を反映した計画としていくこととしております。

また、本定例議会に市民ネットワークによる男女共同参画推進の拠点となる施設整備費を予算計上しておりますので、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

国勢調査については、個人情報保護との関連やアパート等が増えていることから、調査票の回収等に大変苦勞する場面もありましたが、市民の皆さんのご協力により10月中に回収が終わっております。12月下旬には県より、人口速報値として、人口・男女別・世帯数が公表される予定であります。

次に、アスベスト分析結果について報告致します。

潟上市においてのアスベスト使用及び疑いのある施設、28施設・53か所を業者に定性分析を依頼した結果、14施設・18か所は含有材の使用施設であることが確認されましたが、飛散の恐れが無く、施設の使用については問題がないとの調査結果であります。

なお、吹き付けアスベスト使用の疑いのある14施設・35か所については、現在、定性・定量分析中ですが、詳しい分析結果をみて速やかに対応したい考えであります。

なお、このことについて、このアスベスト使用に関し、12月2日、分析調査を委託している業者から速報があり、2施設、2つの施設・3か所に吹き付けアスベストの使用が認められ、残りの12施設・32か所については、その使用は認められなかったとの報告を受けております。この結果を受け、アスベストの含有量や使用されている面積の把握、除去方法の選択などに早急に対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、秋田県教育庁保健体育課より10月30日付けで「学校給食の調理器等についてアスベストが使用されている機器等について」の調査があり、小学校でフライヤー1台、



中学校で丸型ガス式フライヤー1台、保育園では電子コンベック1台の調理機器にアスベストが使用されている可能性があるとの報告を受け、教育委員会では3台の使用を直ちに禁止し、代替品を購入し、対応しております。

次に、指定管理者制度について申し上げます。

先般、議会全員協議会でご説明致しましたとおり、地方自治法の一部改正に伴い公の施設の管理方法を変更する必要があります。具体的には、現在管理を委託している9か所の公の施設について、平成18年4月から指定管理者制度に移行するものであります。

対象となる施設は、社会福祉法人(2法人)が6施設、第三セクター(2社)が3施設となっております。当該施設につきましては、これまでの管理委託の経緯も踏まえ、3年から5年間の指定期間を設けた単独指定の方向で検討しております。また、現在直営の施設のうち、市民サービスの向上や効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、原則公募により今後順次導入してまいりたいと存じます。

本定例会には、制度導入の前提であります手続き条例の制定及び個別設置条例の一部改正を上程しておりますので、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、市有地の公売について報告致します。

現在、遊休財産となっております昭和豊川竜毛字坂ノ下6番地1(実測面積926.57㎡)は、平成11年度に旧田屋地区児童館建設用地として、旧昭和町が取得致しましたが、昨年度から同地区内の旧昭和普及センターを児童館とし、活用致しております。したがって、同土地は将来的にも行政目的を持たない状況となっておりますので、今般、一般競争入札で売却を行うことと致しました。なお、公募は潟上市12月広報に掲載致しております。

次に「市民歌」「市民憲章」「市の花・木・鳥」の制定に関わる進捗状況について申し上げます。

市民歌の歌詞選定委員会および市民憲章策定委員会、市の花・木・鳥選定委員会がそれぞれに設置され、各委員会において、潟上市の理想とする将来像や市民の生活規範などを踏まえ、現在、鋭意検討協議し、策定の作業を進めております。

いずれも12月中には、委員会からの協議内容の報告があり、その後、市民歌については作曲依頼等の作業を進めていく予定としております。

なお、これらはいずれも公募したものであり、その内訳としましては、市民歌については16編、市民憲章については3編の応募状況でありました。また、市の花・木・鳥に

については、市内の中学生等からも応募が多数ありましたことを報告し、興味関心をもって応募くださいました方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に、11月5日に開催致しました潟上市誕生記念事業「ハロー・フロム・アキタ」について申し上げます。

本事業は潟上市とNHK秋田放送局との共催で実施したもので、当日は県内外で活躍する3名の方をゲストにお迎えし、また、地元からも新聞ささら保存会、ベルヴィエントス、潟上市連合婦人会のご理解、ご協力を得ながら英語版と日本語版の2部構成で世界各国に放送されました。

会場となった天王総合体育館前は、早朝から場所取りする光景が見られたものの、大きな混乱もなく、市民や周辺市町村から約1,000名が訪れ、歌や郷土芸能を堪能致しました。同イベントの実施により、潟上市を広く世界にPRできたことと思います。

次に、落雷による有線放送施設の被害状況等について申し上げます。

11月11日の未明、飯塚分散局周辺で非常に強い落雷があったと見込まれ、地下放電された電流が分散局のアースを通じて、分散局及び本部局の交換機が大きな損傷を受けました。

これまでの対応としましては、本部局警報装置から警報が発せられたことから、大きな被害であると認識し、直ちに関連会社と連携をとり、他県施設の撤去部分などを活用しての交換作業を行い、仮復旧致しております。また、これまでの度重なる落雷被害により交換機器に劣化がみられるほか、設置後9年経過し、対応機材及び部品等が製造中止となっております。

復旧にあたって、建物災害共済の保険者であります財団法人全国自治協会へこれまでの経緯を説明し、協議を行った結果、交換機器の入替え工事の必要性が認められ、その費用として9,660万円、この費用の100%が給付される見込みとのことであります。

また、指導事項として最近、全国的に落雷被害が多発していることから、全国自治協会建物災害共済業務規定の一部改正により、今後、改修後に落雷に対し有効な改善策を講じなかった場合、保険給付を制限されることがあるとの説明があり、本議会に高圧避雷器設置工事の関係予算を計上しておりますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

次に、福祉関係について申し上げます。

高齢者を敬愛し、長寿を祝福する敬老式は、9月15日に昭和地区を対象に昭和体育館で、同月22日に飯田川地区を対象に飯田川公民館で、同月29日に天王地区を対象に天王

総合体育館でそれぞれ開催し、約1,100人の参加がありました。祝い金ならびに記念品を贈呈して長寿をお祝い致しました。

また、介護保険制度の運営については、9月末日における要介護・要支援認定者数が1,510人となっており、うち居宅及び施設サービス利用者は1,143人となっております。

来年度から開始する第3期計画に係わる介護保険事業計画策定委員会は、計画どおり委員会を開催しております。

次に、産業関係について申し上げます。

まず、今年新たに「食料・農業・農村基本計画」が策定され、これまでの全農家を対象とした品目別の価格支援政策が、平成19年度からは、経営全体に着目した政策に一本化する「品目横断的経営安定対策」へ移行し、認定農業者が経理を一元化し、農業生産法人化計画を有する集落営農組織といった、いわゆる「担い手」に集中化・重点化した経営安定対策に転換されます。

このような農政の大きな転換期を向かえ、市では、去る11月10日に秋田地域振興農林部とともに経営所得安定対策等説明会を開催しております。

今後は、地元農協ならびに集荷業者と協調しながら、農業者への周知徹底を図るため、説明会等を開催し理解を求めてまいりたいと存じます。

次に、来年本市で開催される「第129回秋田県種苗交換会」についてであります。9月定例市議会における全会一致による招致決議を受け、10月5日に市議会正副議長とともに、秋田県農業協同組合中央会に種苗交換会の招致要請を致しました。その後、鹿角市において開催された同中央会理事会において、来年、本市での種苗交換会開催が決定されております。11月25日にはJ A秋田中央会総務企画部と今後の対応を協議したところではありますが、今後は地元農協をはじめ、市内外の各般にわたる協賛団体・組織の確保調整に努めてまいりたいと存じます。

次に、農業の概況について申し上げます。

まず、稲作の状況についてであります。東北農政局秋田統計・情報センターが10月28日に発表した作況指数は、「100」の平年並みとなっております。このような中で、本市の本年産米穀の出荷数量は1万432.98トン(17万3,883俵)で契約数量の95.5%の出荷率となっております。

一方、本市に係わる集荷・検査状況を見ますと、11月16日現在の17年産米売渡(集荷)実績では、天王地区が進捗度96.8%で一等米比率が94.1%、昭和地区が進捗度94.2%で

一等米比率が48.5%、飯田川地区が進捗度93.5%で一等米比率が52.2%と、昭和・飯田川地区の一等米比率が極端に低い状況となっております。

大幅な米価格の下落を防ぐ目的で過剰米を市場から隔離する「集荷円滑化対策」は、全県の作況指数が101に達しなかったため発動されませんでした。カメムシを主とした着色粒の混入による品質の低下は、米価格が低迷する中であって、稲作経営にとっては大変厳しい状況となっております。

このため本市を含め秋田地域振興局管内で、特に一等米比率が県平均を下回っているあきた湖東農協管内自治体と県地域振興局農林部のほか県農業試験場・県病虫害防除所では「水稻の品質向上対策検討会」を組織し、11月22日に初会合を持ち、発生原因の細部の分析と農家個々の情報から、次年度以降の防除対策について検討しております。

また、昭和、飯田川の病虫害防除協議会合同会議を開催し、対策を協議しておりますが、結果、航空防除後に実施するカメムシ類のすくい取り調査をさらに継続的に行い、きめ細やかな駆除情報を提供するとともに、引き続き農家に除草作業と個人防除の徹底を図ることを指導することとしております。また、防除剤については、その効果に格差を生じる因果関係が特定できず、引き続き専門家による検討を待つことと致しております。

次に、果樹の状況について申し上げます。

和梨については集荷量は平年の6割程度の294.5トンで、販売額は5割程度の5,371万円となっております。昨年の台風による塩害が影響し、引き続き厳しい状況にあります。

次に、花卉について申し上げます。

輪菊については、出荷本数は前年度並みとなりましたが、販売単価は前年同期に比べ1本当たり50円ほど安く、販売額は昨年と比べ約2,000万円の減収となる見込みであります。シクラメンについては、品質は平年並みですが、出荷はやや遅れ気味で、価格は平年よりやや低めに推移しております。

次に、転作大豆について申し上げます。

刈り取りは、10月16日から開始されましたが、10月中旬以降の降雨により収穫作業が平年より大幅に遅れ11月下旬まで続いております。現在は、乾燥・選別調整作業が行われておりますが、品質についてはリュウホウにおいてやや粒が小さく、また、シワ粒が散見されております。収量につきましても、平年に比べやや減少しております。

次に、潟上市産業まつりについて申し上げます。

潟上市の誕生により、これまで旧昭和町・旧飯田川町で開催されてきた産業文化祭ならびに文化祭における産業部門を、今年は「潟上市産業まつり」として10月22日・23日にわたり、天王総合体育館で開催致しました。このたび、知事賞のほか授賞の栄に浴された皆様に心からお祝い申し上げます。また、今後の潟上市の農業・商業・工業の振興を図るうえで、農産物等への出展とご協賛ご協力いただきました関係者各位に深く感謝申し上げます。来年は種苗交換会の年となりますが、これを起源にさらに産業の振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、農林水産整備について申し上げます。

県営担い手育成基盤整備事業の「飯塚地区」幹線農道の整備として飯塚川に新設される橋梁につきましては、11月上旬に発注済で、すでに発注済の「高野地区」とともに3月中の完成を目指しております。

土地改良総合整備事業の「音羽下地区」につきましては、幹線道路と揚水機場、パイプライン工事等を施工中であります。

また、地域用水環境整備事業の「昭和地区」「天王長沼地区」につきましても、工期内の完成を目指し施工中であります。

次に、松くい虫の防除対策につきましては、10月から翌年の6月にかけてマツノマダラカミキリの産卵木に対する防除が効果的であることから、現在、産卵木を特定するための選木調査を行っております。終了次第、速やかに伐倒駆除を行う予定であります。

次に、上水道関係の主な工事状況について申し上げます。

昨年度からの継続工事の石綿セメント管更新工事は、飯田川地区を中心に、老朽管更新工事は昭和地区を中心に工事が進められております。どちらの工区も市街地であることから交通量も非常に多く、路線によっては複数か所の片側通行での工事となっており沿線住民、通行車両等には大変ご迷惑をおかけしておりますが、今しばらくの間、ご協力をお願い致します。

次に、教育関係について申し上げます。

今年度の文化祭は、10月22日・23日に昭和地区・飯田川地区、10月29日・30日には天王地区において、それぞれ各地区公民館を主会場として開催致しました。作品展示の部では、各公民館で作品を募集したところ、多数の出品がありました。また、舞台発表の部では、舞踊・楽器演奏・コーラス・カラオケなど、目ごろの学習成果を遺憾なく発揮した発表が披露され、文化祭当日は各会場とも大勢の市民が鑑賞に訪れ、交流の輪が広

がったものと思います。

11月3日の文化の日には潟上市合併記念事業の一環として、「第1回潟上市音楽祭」を天王公民館を会場に開催し、市内3中学校吹奏楽部による演奏、コーラスグループによる合唱、演奏家を招いてのソプラノリサイタルといった内容で、当日は約500名に及ぶ出演者・来場者を迎え、好評を得て終了致しております。

次に、天王小学校大規模改造・地震補強工事について申し上げます。

3か年計画の最終年として施工しておりました本工事につきましては、まもなく完成の予定であります。

なお、同校の創立130周年記念式典は、2月3日に予定致しております。また、飯田川小学校創立130周年記念式典は、11月19日に学校発展にご尽力された方々はじめ、来賓、関係各位列席のもと行われました。これまでにご尽力くださりました方々に改めてお礼申し上げます。

なお、飯田川小学校はこのほど行われた第128回秋田県種苗交換会学校農園展において、2年連続最優秀校に選ばれております。また、天王南中学校は社団法人食品容器環境美化協会より環境美化教育優良校リサイクル部門において、最優秀校として環境大臣賞を受賞致しております。

次に、国体関連について申し上げます。

先般、第60回岡山国体の「相撲競技」「レスリング競技」の視察をされた報告を受けております。報告によりますと、主な視察概要としては各競技運営・競技進行状況、それに民泊協力会での組織過程・組織運営状況の視察内容であります。特に民泊を実施された「相撲競技」においては、地域と選手が一体となって試合に望んでいる様子がかがわれ、会場も熱気に包まれ、選手の励みにもなっているとのことでありました。改めて「国体の成功は民泊」にあると認識し、早速、事務局に民泊の実施に向けて作業するよう指示したところであります。今後とも議員の皆様には趣旨をご理解いただきまして、ご指導・ご協力をお願いする次第であります。

今定例会には、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(案)について、公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例(案)について、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、また、平成17年度補正予算は、一般会計及び国民健康保険事

業、介護保険事業、有線放送事業、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の各特別会計予算案ほか水道事業会計補正予算案について上程しております。

以上、行政報告並びに今定例会に上程しております議案でありますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、今定例会が在任期間における最後の定例会となるわけではありますが、地方分権という時代のうねりの中で、旧天王町・昭和町・飯田川町それぞれの地域が未来永劫、より発展していくための自治体再編に大きな足跡を残し、また、合併後の市政運営にあたりましても特段のご指導、ご鞭撻を賜りましたことに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

潟上市誕生という歴史的な場面を皆様とともに共有できたことは、私の歴史の1ページとして一生忘れることのない出来事だと思っております。皆様には今後とも潟上市への変わらぬ温かいご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、議案第53号 潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第5、議案第53号、潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

当局より議案第53号について大綱の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま提案されました、議案第53号、潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（案）について、ご説明致します。

潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成17年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由と致しましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定める必要があるため、条例を制定する必要があるものでございます。

次の2ページお開き願いたいと思います。

この条例案につきましては、去る11月25日の議会全員協議会の際にその概要について

は議員の皆さんにご報告申し上げたとおりでございます。この条例の基本的な考え方について、条例案の文案の説明に入る前に申し上げます。

指定管理者制度の概要についてでございますが、平成15年9月2日に地方自治法が一部改正され、公の施設、すなわちスポーツ施設、都市公園、社会福祉施設など住民の福祉を増進する目的で大勢の市民の皆様にご利用いただくために設置された施設の管理方法が、市の管理権限を留保しつつ、結局、市に管理監督責任をする権限をそのまま残しながら具体的な管理の事務、業務を管理委託者が実施する管理委託制度となっております。それが今後改正された後には、市の指定を受けて指定管理者が管理を代行する指定管理者制度に移行されるというような法の改正がございます。

公の施設の管理運営については、これまで市の出資法人、具体的に申し上げますと天王グリーンランド株式会社や昭和総合開発株式会社及び公共的団体、これにつきましては社会福祉協議会や昭和福社会だけにしか委託することができませんでした。しかし、このたびの指定管理者制度の導入により、今後は民間の事業者、それからNPO法人、外部団体、外部団体というのは従来の第三セクターの関係なども含めて施設の管理者を決めることができるようになったものでございます。ただし、原則として学校、道路、河川など個別の法によるものについては、指定管理者制度の対象外となります。対象とはならないわけでございます。

それで法の趣旨として、近年では福祉施設の運営において民間事業者によって十分なサービスの提供が行われるておるとというのが現状でございます。そこで、民間の効果的、効率的な手法を公の施設にも活用することが有効と考えられ、行政改革や利用者に対するサービスの向上などが期待できることから、この制度が導入されたものでございます。

そこで、条例案の2ページです。

趣旨として、第1条、この条例は、地方自治法第244条の2第4項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとするということで、自治体によっては、この2行目のところですが、第244条の2第4項というところを3項にしている自治体もございます。本市においては、法律の条文等を照らし合わせまして、「指定管理者の指定手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされている」という文言から、ここを4項にした次第でございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

続きまして、第2条の指定管理者の公募についてでございます。市長又は市教育委員



会（以下「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとするということで、（1）から（6）までございます。これは、公募するための明示事項です。

（1）の公の施設の概要。

（2）が指定管理者に行わせる管理の業務。

（3）が管理を行わせる期間、これについては施行期間としては3年、継続的な経営計画のもとで運営する期間は5年という指定期間を考えています。

（4）は、申請をする団体に必要な資格、この資格については、先ほども概要で申し上げましたが、潟上市社会福祉協議会とか外郭団体、これは旧、現在の三セクの関係です。それから民間の事業者、NPO法人などです。ただ、個人には対象はなりません。

（5）が選定の方法及び基準。

（6）が各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を公募するための明示事項としております。

第2条の2項は、前項の場合に、市長等は公の施設の効果的及び効率的な管理のために必要があると認めるときは、2以上の公の施設の管理を一括して行わせることとして公募することができるという条文です。

3項は、公募する方法について条文化してございます。

続きまして、第3条の指定管理者の指定の申請でございます。第3条、指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の市長等が別に定める書類を添えて、これを市長等に提出しなければならないという形になっております。

2項については、地方自治法第244条の2第11項の規定によるとなっておりますが、これは指定管理者が市長等の指示に従わないときという条文です。これにより、市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体は、前項の規定による申請をすることができないと。一旦取り消しされると2年間は公募に応募することができないという条文でございます。

それから第4条が候補者の指定でございます。市長等は、前条第1項の規定による申請、すなわち事業計画等の申請をした団体のうちから次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するというところで、1号から5号までございます。利用者の平等な利用が確保されること。2号は、公の施設の設置の目的が効

果的に達成されること。3項が、効率的な管理が行われること。4号が、適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。5号が、前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準です。

第4条の2項につきましては、市長等は候補者とされた団体を指定管理者として指定することが不可能となり、この「不可能となり」という文言については、議会で指定議案を当然議会の議決を要します。それが議会で否決された場合は、当然、不可能となります。もし仮に選定された団体等が解散または倒産したときも、同じく不可能となります。また、その次ですが、または著しく不相当と認められる事情が生じたときは当該団体に代えて、申請者のうちから、当該団体に次いで、「当該団体」というのは指定管理者として指定することが不可能になった団体です。次いで適当と認める団体を候補者として選定するものとする。ただし、第2条の規定により、再び公募し、又は次条第1項の規定により候補者を選定することは妨げないという条文になっています。

それから第5条は、公募によらない指定管理者の候補者の選定等です。これにつきましては、市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとすると思慮するときは、第2条の公募による関係ですが、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定することができる。具体的にこの5条で申し上げますと、先ほど申し上げました潟上市社会福祉協議会、それから昭和福社会、グリーンランド株式会社、昭和総合開発株式会社、これらがここの第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定の中に入ってくるという形で現在市としては考えております。

2項は、前項の規定により指定するときは、市長等は、あらかじめ当該出資団体等と協議を行う。

3項については、前2条の規定は、第1項の規定により候補者を選定する場合について準用すると。これは指定管理者の申請と指定でございます。

続きまして、次の4ページお願い申し上げます。

指定管理者の指定でございます。第6条、市長等は、候補者の選定したときは、法第244条の2第6項の規定により、この規定については指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を要するという規定です。議会の議決を経て当該候補者の指定管理者として指定するものとする。

それから第7条の協定の締結です。指定管理者は、次に掲げる事項について、市長等と協定を締結しなければならないということになっております。1号から4号までありまして、管理の業務に関する事項、2号が市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項。3号が、管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項。第4号が、その他市長が必要と認める事項となっております。

第8条は、指定等の公告です。

第9条が、委任事項です。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第53号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。46番。

○46番（藤原典男） どうもご苦労さまでございます。いろいろ説明されましたけれども、ちょっとまだ私わからないところがありますので、宜しくお願いします。

1つは議会との関係です。

○議長（赤平末次郎） 46番、この議案については総務委員会に付託することになりますので、所管の議員ということで質疑は差し控えてください。後日、これ総務委員会で検討付託致しますから。

○46番（藤原典男） 全体の中でやはり、私は皆さんから聞いてもらいたいということで発言しているんですけども。

○議長（赤平末次郎） 所管の委員は、質問は差し控えるというような申し合わせ事項になっておりますから。はい、18番藤原議員。

○18番（藤原幸作） 付託する前に大変恐縮ですが、先ほど鑑部長の説明の中で、244条の3項・4項の説明がございまして、この適用につきましては自治体によって相違するところがあるというお話しがありましたけれども、これはちょっとおかしいわけがございまして、いわゆる地方自治法の何条に準拠して法令をつくるということが建て前でございます。それから見ますと、私はここでは244条の2の4項となっておりますが、3項と4項があるということでございますが、3項の方が適当じゃないかと考えるものでございます。というのは、3項の方は条例制定についてでありまして、4項の方は手続きの方をいわゆる地方自治法で定めるということから見ますと、私は3項の方が正しいんじゃないかと思っておりますので、これは付託する前に総務省の見解等をただす必要があ

るのではないかということで申し上げておきます。以上。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 18番の藤原議員にお答え申し上げます。

先ほど条例の大綱説明の中で、地方自治法第244条の2、4項と3項の関係について申し上げましたが、藤原議員がおっしゃっている3項でも違いはないけれども、県の条例分に合わせて4項にしたということでございます。それで、この3項と4項の違いについて、どちらを使う自治体が多いかということは正確には調査しておりませんが、3項も4項も使われているということは事実でございます。藤原議員がおっしゃるとおりでございます。それで、4項でも間違いではないという確認を得て4項にしたということでご理解願います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。46番。

○46番（藤原典男） ちょっと発言させてください。

先ほど議長がね、委員会での付託ということで申し合わせということを行いましたけれども、そういうふうな申し合わせはしてないはずですよ。私は委員会で審議されたことについてはあれこれ言いませんけれども、まだそういうふうなところまでいっていないし、申し合わせ、いつやったのか、そこら辺もまだ議運の報告の中ではね、されてなかったんで私発言できる権利があると思うんですけれども。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午前10時49分 休憩

.....  
午前10時51分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

46番藤原議員の発言を許可します。

○46番（藤原典男） それでは6つにわたって質問したいと思います。

1つは議会との関係です。指定管理者は議会の議決を必要とするはずうたっておりますけれども、議決以外にもね、議会から事業計画とかいろんなことについてチェックすることが可能なかどうか。そこら辺をひとつお知らせ願いたいと思います。

2つ目は、施設が赤字を出したり、また施設を投げ出したり倒産した場合、負債は誰

が負うのかという問題が現実に出てくると思うんですよ。そこら辺がこの中でははっきりしてないということについてお答え願いたいと思います。

それから3つ目、利用者から開示に要する要望、要求等があった場合、行政としてどう対応するのかと、窓口はどこなのかということについてひとつお考えをお聞きしたいと思います。

それから4つ目は施設の修繕、整備についてなんですけれども、小規模の修繕の場合は、全国的に見ればその施設のお金でもってやっている時代なんですけれども、大規模な修繕が必要な場合、どの程度まで市が受け持つのか、その区切りはどう考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから5つ目、指定管理者がですね、これ資格の問題なんですけれども、さっきの資格について言われましたけれども、指定管理者が市長や市の3役、それから議員などの親族が経営する団体の申請は認めるのかどうなのかということについても考え方をお聞きしたいと思います。

6つ目、従業員の対応についてなんですけれども、管理委託が管理者が代わったということで労働条件が下回って、例えば月給だったのが時間給になったとかいろいろな問題が生じたとか、交通費が払われなくなったとか、そういうふうなことに對して市当局はどこまで関与するのかと。私はこういうふうなことによってやはり従業員の方の労働条件がだんだん下がっていくことについては反対しますし、そこら辺もやはり市当局は対応すべきじゃないかと。そのことについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 46番の藤原議員にお答え申し上げます。

まず1点目の議会との関係、すなわち議会のチェック機能としての機能をこの条例上果たせるのかということについては、当然、指定管理者を指定する場合、議会の議決を経ます。それで議案を提案した場合に、議会で当然議論がなされます。これが議会のチェック機能の第1点目だと思います。また、指定管理者に市で使用料等を納めるというシステムもございますので、それは決算の段階においてチェック機能を働かせることができるということで考えております。

2点目の倒産等があった場合というご指摘ですが、これについては先ほど第4条の2項のところで説明したとおりでございますので、指定された団体等が解散又は倒産したと

きは、市長が指定管理者を取り消すという形になります。

それから窓口への苦情については、当然、管理監督責任は市にありますので、市の方から対応することもできるということでございます。したがって、住民サービスの低下を来さないような形で管理監督していく市の責務もあるということでご理解願いたいと思います。

4点目の大規模修繕、小規模修繕の範囲ということですが、軽微な修理、例えばガラスが割れたとか、それについては指定管理者にお願いするという形になろうかと思いますが、当然、中規模修繕、大規模修繕等については市で管理監督責任がありますので市で対応するということになります。

5点目の市長等の親族を認めるのかということですが、これについては市長であれ議員であれ指定管理者になることについては何ら法の規定はございませんので、この点については問題ないということでご理解しております。

6点目の従業員の待遇が低下を来さないのかということについては、これは現在市として考えているのは、第三セクターとか社会福祉協議会、昭和福祉会、そういう9施設の指定管理者を3月議会でお願ひしたいものだと考えております。したがって、現在、従業員の待遇等については直ちに低下するということはないということでご理解しております。

なお、施行期間の3年間、次の指定管理者を指定するまでの間にそれなりの経費節減等を図るということは必要ということでご理解しておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、46番藤原議員。

○46番（藤原典男） 1番目の問題については、まず理解できました。

それから2つ目の市長が取り消すということを行いましたけれども、私聞いているのは、赤字の場合とか負債抱えて倒産した場合、負債を誰が責任もってやるのかということ、やはりその企業じゃないかと私は思うんですけれども、そこの誰が負債を責任もってやるのかということ聞いたわけですが、それに対して市長が取り消すということはちょっと回答にはならないんじゃないかと。もう一度お願い致したいと思います。

それから修繕の関係なんですけれども、軽微な修繕は指定管理者ということを行いましたけれども、大規模、小規模の区切りですね、どこからということ、区切りについて

聞いたわけですので、大規模、小規模の区切りがちゃんとした規定があるならば私はそれでいいと思うんですけれども、今一度そこら辺がわからないのもう一度お願いしたいと思います。

それから指定管理者の資格の問題なんですけれども、それはやはりやっている管理者がですね、議員兼職とかそういうふうなことも、兼職の関係も含まれますけれども、これはやはり問題ないというよりも、私問題があると思うんです。これについては、まず私は別の意見を持っていますので、こういうことは控えるべきだと。親族はやはり資格はないというふうに私はやっていった方がいいと思います。

あとは従業員の労働条件の低下についてはですね、やはりちゃんとしたチェックをしていくべきじゃないかというふうに思うんですけれども、1番、3番と6番を除いたところですね、もう一度宜しく申し上げます。

○議長（赤平末次郎） はい、企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 46番の藤原議員にお答え申し上げます。

再質問の1点目の誰が負債を負うのかというのは、当然これは指定管理者が負債を負わなければ市に来るというものではございません。

それから修繕の関係ですが、さきの全員協議会でも説明申し上げましたが、協定書を取り交わすと。その中で一定額を定めるという形になってございます。その額については指定管理者に応募した方と話し合いをすると。公募しない場合についても当然その話し合いがなされますので、その際にどの程度の金額になるのか、10万円になるのか5万円になるのか20万円になるのか、そこら辺は協定書にはっきりうたわれるということで、その際は当然議員の皆さんにもご報告申し上げるという姿勢になろうかと思えます。

兼業の関係でございましてけれども、これは地方自治法の第92条の2項の兼業禁止条項とは、この指定管理者の条例は直接的な関係はございません。そこで市長等の親族を認めないとか認めるとかということは、この条例上で明記するということは市としては考えておりません。

従業員のチェック体制については、当然、市と指定管理者との間で従業員についてもチェック体制をしっかりとすることは当然協定書を取り交わす際に申し上げるということでご理解願いたいと思います。

以上でございまして。

○議長（赤平末次郎） 46番、よろしいですか。はい、46番。

○46番（藤原典男） 私、特に5番のところね、親族、市長及び市の3役、議員などの親族の方ということは、やはりちゃんとうたっていった方がいいというふうに思います。そういうふうな意見を述べまして私の質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。はい、16番。

○16番（佐藤義久） 第1点目にお伺いしますが、法人格の団体、その他の団体という団体の範囲といいますか、位置づけ。例えば、私はこの前、協議会の中でお話し申し上げましたが、グラウンドゴルフ協会の関係だとか体育協会の範囲といいますか、下部組織になっておりますので、体育協会のあたりまでが団体と認められるのか、下部組織まで入ってくるのか、まずそれを1点。それから同類の施設、一括管理者を決めるのか。2点お伺い致します。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鏡 利行） 16番の佐藤議員にお答え申し上げます。

まず第1点目の、その他の団体の考え方でございますけれども、体育協会はもちろん指定管理者の対象になります。体育協会の傘下にある団体については体育協会等を通じて指定管理者になることが可能である、ということをご理解願いたいと思います。

ただ指定管理者になれないのは、あくまでも個人の場合は当然指定管理者の指定は受けることはできないということ。したがって、先ほど冒頭申し上げましたが、NPO法人とかそういうふうな団体で一生懸命頑張っている方も指定管理者になり得るということをご理解願いたいと思います。

それから2点目の質問については、先ほど2ページの条例の第2条の2項のところ、2以上の公の施設の管理を一括して行わせることとして公募することができる、というこの文言についてご説明申し上げます。例えば、昭和総合開発株式会社の場合も2つの施設を第三セクターとして運営しております。それはグラウンドゴルフ場と、ブルーメッセの方ですか、そういうふうな形。それから昭和福祉会も複数の委託を受けておるという形で、それについては可能であるということでございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、16番。

○16番（佐藤義久） 例として、私の聞きたいこと、グラウンドゴルフ場のことをおっしゃっていただきました。この前も協議会でお話ししましたが、不都合極まりない管理があるわけで、去る27日の私どものグラウンドゴルフの球納めのときもブルーメッセで



シクラメンフェアがあるので大会をやめてほしい、というような、駐車場の手狭からという理由でしたが、そういう申し入れ等もあるので、私はこの前も申し上げましたとおり、グラウンドゴルフ場、飯田川、天王、昭和と一括管理であれば非常に良いのではないかと考えておりますので、申し述べました。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 答弁いりませんね。はい、50番。

○50番（阿部幸基） 私から1点だけ伺います。地方自治法と、それからこのたび提案された条例と議会の関係ですがお伺い致します。条例の中にうたっていればいいんですが、私読んだところ条例にはないんですが。地方自治法の244の2の2項に、条例で定める長期化、独占的な利用をさせるときには、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないという条文があるんですが、これは条例にはどのような形でこのたび生かされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 50番の阿部議員にお答え申し上げます。

地方自治法第244条2の第2項の条文の中で、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないというのは、直接指定管理者とは関係なくて、公の施設を廃止する場合、設置する場合はそういう形になります。長期かつ独占的な利用をさせようとするときは阿部議員が言われたとおりでございます。この場合は3分の2以上の…という解釈でございます。したがって、今現在の指定管理者の関係については、3年、5年のスパンで長期的という考え方ではございませんので、この条例案とは直接的なつながりはなくて、公の施設、俗にいう公共施設についての関係でございます。この部分については条例よりも法が上位になります。法で定められておりますので条例で規定しなくてもいいという考え方でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、41番。

○41番（菅原俊雄） この後、総務委員会に付託するというところで、特に突っ込んだ答弁もいりませんけれども、総務委員会の皆さんにもぜひひとつ生かしてもらいたい。

3点お願いします。1つは、第2条の項について公募がありますけれども、この公募の場合に市内の方もいるでしょうし、市外の方も対象になってくるのか。特に市内であれば大歓迎、雇用の問題から考えてね、市内の指定業者であれば大歓迎するわけけれども、この場合の条例でいえば、いや、とらわれないで市外であってもいわゆる株式会

社、いわゆる営利法人、これも対象になるんだというのかどうか。

それから2点目、管理指定者は毎年やはり年度末には事業報告書を提出する、そういう義務があるわけだけれども、ひとつ議会に対する報告というのは義務的なものはないと思いますけれども、そのあたり、この後の運営委員会で少し掘り下げてもらいたいと。

3点目は、先ほど市長とか、あるいは議員の2親等、親族あたりはやはり指定業者からは外しておくとか、この規定にはできないわけだけれども、総務委員会の中でいわゆる附帯事項のような形でこういうものを生かしていってもらいたいということです。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。

○41番（菅原俊雄） 1点だけ。市内と市外の関係。この市外であろうと市内であろうと、指定業者としては選定するんだというような中身なのかどうか。以上。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 41番の菅原議員のお答え申し上げます。

市外の営利法人もこの指定管理者の対象になるのかということについては、この条例上、市内市外という形について区分けしてない関係上、対象になります。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、41番。

○41番（菅原俊雄） 実は、それはそうだと思います。ただ、今、雇用問題が非常に心配な中で、できるだけ既存の旧団体があるわけだけれども、市内の方々から指定業者になってもらって、そして雇用の面でも大いに景気を盛り上げるような形でやってもらいたい、こういうような趣旨でございます。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 答弁ありませんね。

ほかに質疑ございませんか。24番。

○24番（伊藤 博） 今回の条例制定については、その法律の改正の趣旨もありますけれども、できるだけ民間活力を生かして施設を効率的に利用して、あわせて行政もスリム化を図っていければというねらいもあろうかと思えます。その観点からして、今回の条例制定のところを見ますと、いくつかの施設は利用料を収入としてその指定管理者が収受するということになっております。そうしましたならば、その収入という観点からみて、施設の委託料、これについてはどういう方向で進むのか。委託料については今までと同様に設定をしておいて、あとは企業努力で収入が増えれば企業の収益になるんだ

という方向のものなのか。できれば企業に努力をしていただいて収益性をあげた反面、市の持ち出しといいますか委託料は段階的に減免していくというような考え方に立たなければ、あまり方向性としては宜しくないのではないかなというふうに思いますので、今後の予算の考え方とも関わるとは思います、その辺、委託料と利用料収入というものの関係をひとつ教えてください。

それからもう1点は、この指定管理団体になる、先ほどからもチェックの問題が出ておりましたけれども、議会に提出するのか、手続きは定かではありませんけれども、少なくとも市の監査に団体の決算状況も報告をしていただいて、その団体が優良企業であるのか、あるいは経営困難な状況になっているのか、それも市としては管理をしていく必要があるかと思っておりますので、この辺の団体の指定は結構なんです、団体の性格、体力を見定める方法はどういうところに求めるのか、2点お伺いを致します。

○議長（赤平末次郎） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 24番伊藤議員にお答え申し上げます。

まず1点目の委託料と利用料収入の関係ですが、この委託料については、それぞれの自治体において考え方がさまざまです。新聞等で報告されておりますとおり、秋田県の場合は従来の委託料を15%減にして委託料を設定しております。それで北秋田市については、そこまでは行かないということで5%か10%程度の委託料を引き下げするというように考えているようです。いずれにしてもこれについては、協定書の段階において伊藤議員おっしゃるとおり、この指定管理者制度を導入する本来の趣旨は民間活力、それから行政のスリム化、この2点に絞られるわけですので、今後、協定書を結ぶ段階で予算との兼ね合いもございますので慎重に対応してまいりたい、このように考えております。

それから2番目の団体の決算状況も報告していただくということについては、これは指定管理者を指定した後の、毎年という考え方でやるのか、その指定管理者の議案を出すたびにということであるのか、そこら辺は質問の趣旨が定かではございませんけれども、今後ご指摘の点については部内で十分検討してまいりたいとこのように考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） いいですね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようでございます。これで質疑を終了致します。

議案第53号については、総務委員会に付託することと致します。

【日程第6、議案第54号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第6、議案第54号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

当局より議案第54号について大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第54号についてご説明致します。

この議案につきましては、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）についてでございます。

潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成17年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定める必要があるため、関係条例を改正するものです。

6ページをお開き願いたいと思います。

この条例は、条例の内容に入る前に、この条例につきましては指定管理者制度を平成18年4月1日より導入する予定の9施設に係る条例の一部を改正するものです。また、制度実施に向けて指定管理者による管理、その業務並びに基準を規定するというものですので、宜しくお願ひしたいと思います。なお、あわせてこの条項を設けることにより条文の整備を行っております。

それでは、6ページの内容について大綱を説明させていただきます。

潟上市飯田川社会福祉館条例の一部改正です。

第1条ですが、潟上市飯田川社会福祉会館条例の一部を次のように改正するというところで、第4条を次のように改めるということで、この第4条につきましては指定管理者による管理でございます。

第4条、福祉会館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせ

ることができる。

それから第5条は、指定管理者の業務でございます。指定管理者は次に掲げる業務を行うものとするということで、1号から3号まででございます。これは先ほどの条例の関係で説明したのと重複しますので、内容等についてはこのとおりです。

第6条が管理の基準です。第6条、指定管理者は、閉館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って社会福祉会館の管理を行わなければならないということで、これについては市の条例で定められているものをそのまま指定管理者から遵守してもらうということです。

続きまして第2条の潟上市飯田川ふれあいの家設置条例の改正、これについては第1条の改正と以下ほとんど内容は同じですので、このとおりでございます。

それから7ページ、第3条の潟上市昭和デイサービス設置条例の一部改正、これについても条文の整備以降は、今回新たに導入する分については第1条、2条、3条同じです。8ページの中ほどで、別表第11条関係とございます。それで事業名、通所事業、一般入浴事業、金額がそれぞれ掲載されております。これについては、従来規則で定めてあったものを条例に入れた、条例化したということです。事業名、金額等も変わっていません。規則にあったものをそのままそっくり条例に移行したということです。

第4条が、潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部改正です。これについても先の分と同様です。

続きまして9ページの第5条、潟上市昭和高齢者ふれあい館管理条例の一部改正も改正の趣旨は同じです。

9ページの一番下の第6条の潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館設置条例の一部改正も同じです。

10ページをお願い申し上げます。第7条の潟上市昭和地域農業総合管理施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正、これについても考え方は同じです。

11ページの第8条、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部改正も同じです。それから12ページになります。第9条、潟上市都市公園条例の一部改正、この条例改正についても先の前8条の条例改正と改正内容は同じでございます。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で条例の大綱説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第54号について大綱質疑を行います。質疑ございま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、これで質疑を終了致します。

議案第54号については、総務委員会に付託することと致します。

【日程第7、議案第55号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について】

○議長（赤平末次郎） 日程第7、議案第55号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第55号について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第55号についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてでございます。

ご存じのとおり平成17年9月20日に合併を致しました、角館町、田沢湖町、西木村、角館外2か町村公衆衛生施設組合を脱退をして仙北市で加入をする。それからもう一つは、10月1日に合併を致しました横手市、にかほ市の関係で、それぞれ旧町の横手市、仁賀保町、金浦町、象潟町、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村、大森町大雄村共有財産管理組合、仁賀保地区消防組合、横手平鹿広域市町村圏、仁賀保地区衛生施設組合、雄物川ほか2か町村火葬場経営組合を脱退し、横手市、にかほ市で加入をするものでございます。

平成17年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併に伴い脱退及び加入する団体が生じたこと並びに水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成17年5月2日に公布され、同施行期日を定める政令により同年7月1日から施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合同約別表第1及び第2表を改める必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページですが、秋田県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約、秋田県市町村総合事務組合同約の一部を次のように変更する。これは、参考資料の中にもありま

すけれども、合併に伴って関係組合を別表から削除するものでございます。

それから別表第2第2項下欄中「第34条」を「第45条」に改める。この項は、これも参考資料にございますけれども、水防に従事した者に対する災害保障の条項で、内容は全く同様であります。条文の整備で、34条から45条に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

これより議案第55号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第56号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について】

○議長（赤平末次郎） 日程第8、議案第56号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第56号について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第56号についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、次のとおり秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少させるというものでございます。

先ほども前条でも申し上げましたが、平成17年9月19日をもって、秋田県市町村会館管理組合から角館町、田沢湖町及び西木村を脱退させるとともに、同年9月20日から仙北市を同組合へ加入させること。9月30日をもって秋田県市町村会館管理組合から横手、仁賀保、金浦、象潟、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内及び大雄村を脱退させ

るとともに、同年10月1日から横手市及びにかほ市を同組合に加入させること。

平成17年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、同組合から横手市、仁賀保町、金浦町、象潟町、角館町、田沢湖町、西木村、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村を脱退させ、横手市、にかほ市及び仙北市を加入させるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

これより議案第56号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

【日程第9、議案第57号 平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第9、議案第57号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略します。

議案第57号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第57号の平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について大綱を説明申し上げたいと思います。

まず別冊の補正予算書（第4号）の1ページをお開き願いたいと思います。

平成17年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,973万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,066万5,000円とするものでございます。

次に概要についてご報告申し上げます。

はじめに歳入予算について主なものをご説明申し上げたいと思います。8ページをお



開き願いたいと思います。

8ページの9款1項1目地方交付税は、1,596万6,000円の増額であります。これは普通交付税で交付決定額53億4,732万7,000円のうちの一部を今回の補正財源として計上するものであります。なお、予算計上額の累計は51億3,542万円でありますので、残りの財源留保額は2億1,190万7,000円となり、3月定例会で補正予算の計上を予定しているものでございます。

続きまして9ページお願い致します。14款2項1目総務費県補助金は、150万円の増額であります。これは男女共同参画活動拠点拡充事業費補助金でありまして、旧羽城中学校教育委員会の事務所を男女共同参画にかかわる活動拠点施設として活用するための施設整備費に対する県の補助金であります。この補助金については、事業費の100%が県補助金という形になります。

それから10ページお願い申し上げます。

17款2項1目基金繰入金は、340万2,000円の増額であります。これは宿泊施設運営振興基金繰入金でありまして、基金条例により八郎潟ハイツの非常用予備発電設備設置工事にあてるために繰り入れるものであります。

次に19款5項5目雑入は、210万円の増額であります。主なものは自治総合センターコミュニティ助成金250万円で、これは飯田川地区飯塚児童館のコミュニティ用備品購入費にあてるものでございます。

次に歳出予算について主なものをご説明申し上げます。各項目の内容についてまず申し上げる前に、このたびの補正は人事院勧告に準じた人件費と契約等の請負差額金等、精査した結果、差額の減額補正が全般にわたって行われていることをまずご報告申し上げます。では、その他の事項について主なものをご説明申し上げます。

12ページの2款1項5目財産管理費は、626万3,000円の増額であります。主なものと致しましては先ほど歳入でも申し上げましたが、八郎潟ハイツ非常用予備発電設備設置工事340万2,000円、それから昭和庁舎議会議場改修工事203万4,000円であります。

それから続きまして14ページお願い申し上げます。

2款1項10目自治振興費は、290万4,000円の増額であります。これは飯田川地区飯塚児童館のコミュニティ用備品購入に伴うものであります。2款1項13目防犯対策費は、433万5,000円の増額であります。これは街灯に係る電気料金327万1,000円と街灯新設工事80万4,000円などであります。

続きまして15ページです。

2款1項17目合併記念事業費は、796万1,000円の増額であります。これは来年3月21日に予定しております合併記念式典開催に伴う経費であります。

続きまして、20ページをお願いします。

20ページの3款2項1目児童福祉総務費は、393万2,000円の増額であります。これは一人親家庭児童保育援助費335万5,000円などであります。3款2項2目児童手当費は、453万円の増額であります。これは対象者の増によるものであります。それから3款2項5目保育園費は、304万8,000円の減額であります。主なものは追分乳児保育園のボイラー更新工事128万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、26ページをお願いします。

6款1項4目農地費は、1,502万5,000円の増額であります。これは県営土地改良事業負担金の増によるものであります。

続きまして、27ページです。

8款2項1目道路維持費は、359万7,000円の増額であります。主なものは道路維持補修工事費534万9,000円であります。

29ページになります。

8款5項2目住宅管理費は、829万1,000円の増額であります。主なものは住宅補修工事として577万5,000円であります。9款1項1目消防費は、456万6,000円の減額であります。主なものは消防団員の出動回数の増加に伴う費用弁償の増額350万円と、男鹿地区消防一部事務組合負担金の減額753万1,000円であります。

続きまして、31ページでございます。

10款3項1目中学校費の学校管理費でございます。1,163万円の増額であります。主なものは、来年度、天王南中学校において障害児の入学を予定していることに伴う教室、トイレ等の改修工事に伴うものであります。

続きまして、36ページをお願いします。

36ページにつきましては、12款1項公債費でございます。875万3,000円の減額であります。これは主に前年度借り入れ分の確定による利子の減額によるものであります。

以上で議案第57号の大綱説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第57号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第57号については、各常任委員会に係る各所管の事項について付託致します。

【日程第10、議案第58号 平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について】

○議長(赤平末次郎) 日程第10、議案第58号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)についてを議題とします。

議案の朗読は省略致します。

議案第58号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長(鑑利行) ただいま上程されました議案第58号についてご説明致します。

この議案第58号につきましては、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)についてでございます。

別冊の補正予算書をご覧になってください。1ページでございます。

平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるということで、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,623万1,000円とするものがございます。

内容につきましては、5ページでございますが、減額補正、予算の組み替え以外はすべて人件費の追加でございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長(赤平末次郎) これより議案第58号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

議案第58号については、社会厚生委員会に付託致します。

【日程第11、議案第59号 平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)について】

○議長(赤平末次郎) 日程第11、議案第59号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)についてを議題とします。

議案の朗読は省略致します。

議案第59号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第59号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）についてでございます。

別冊補正予算書の1ページをご覧ください。

平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億993万8,000円とするものでございます。

このたびの補正の内容につきましては、歳出の方で説明させていただきます。5ページでございます。人件費を除いた主なものは、介護給付費の平成16年度分の精算に伴う国及び県負担金の返還金でございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第59号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

議案第59号については、社会厚生委員会に付託することと致します。

【日程第12、議案第60号 平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第12、議案第60号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読は省略致します。

議案第60号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第60号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）についてでございます。

1ページをお開き願ひしたいと思います。

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9,808万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,982万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、先ほど市長の行政報告の中にもございましたけれども、去る11月11日未明の落雷被害に係る復旧工事費として予算計上しておりますので、宜しくお願い申し上げます。

なお、その項目については補正予算書の5ページの業務費のところ、落雷災害復旧工事費9,660万円、それから同じくこれも市長の行政報告にありましたが、高圧避雷器設置工事費として150万円。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより議案第60号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第60号については、社会厚生委員会に付託致します。

【日程第13、議案第61号 平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第13、議案第61号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第61号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第61号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）についてでございます。

別冊の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,490万8,000円とするものでございます。

この補正については、主なものは消費税の精算に伴うものでございますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（赤平末次郎） これより議案第61号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第61号については、産業建設委員会に付託致します。

【日程第14、議案第62号 平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第14、議案第62号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第62号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第62号についてご説明致します。

この議案は、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお願いします。

平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,674万5,000円とするものでございます。

主なものと致しましては、流域下水道維持管理費負担金の増と補助事業に伴う予算の組み替え、それに公債費でありますので宜しくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第62号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第62号については、産業建設委員会に付託致します。

【日程第15 議案第63号 平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第15、議案第63号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第63号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第63号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,330万7,000円とするものでございます。

このたびの関係については、浄化槽維持管理委託料の減額補正をし、手数料を若干増やしたというものでございますので、宜しくお願い致します。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第63号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

議案第63号については、産業建設委員会に付託致します。

【日程第16、議案第64号 平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第16、議案第64号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について】を議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

議案第64号について当局より大綱説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第64号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）でございます。

平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出においては124万9,000円を追加し、資本的支出においては2,224万3,000円の減額となっております。

この主なものとしては、老朽管更新工事をJRに委託するための予算の組み替えと、石綿セメント管更新工事の精算に伴う減額であります。

以上が議案第64号の大綱説明でございます。

○議長（赤平末次郎） これより議案第64号について大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

議案第64号については、産業建設委員会に付託致します。

【日程第17、陳情第11号 学校薬剤師の報酬改善について から 日程第25 陳情第19号 陳情書 子宮頸がん検診の逐年施行のお願い】

○議長(赤平末次郎) 日程第17、陳情第11号から日程第25、陳情第19号を一括議題と致します。

請願、陳情の朗読と説明は省略致します。

ただいま提案された陳情第11号から陳情第19号については、12月2日の議会運営委員会において、お手元に配布の請願・陳情一覧表のとおり各常任委員会に付託することと致しました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号から陳情第19号については、各常任委員会に付託することと決定致しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了致しました。

本日は、これにて散会致します。

なお、8日、午前10時より本会議を再開致しますので、ご参集をお願い致します。

誠にご苦労さまでした。

---

午後 1時47分 散会